

「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」の提言【概要】

①共同事業の対象者を把握する段階

課題

- ◆ 河川管理者が共同事業の実施を促進するための取組を積極的に展開していないことにより、高規格堤防の事業内容や高規格堤防の整備によるメリット等について地方公共団体や民間事業者等に十分に理解されておらず、共同事業の対象となりうる者の把握が適切になされていない

方策

【高規格堤防の意義等の共有】

- ◆ 高規格堤防の事業の仕組み、整備効果、整備状況及び予定区域などを、地方公共団体や民間事業者等と共有するとともに、住民等に対してわかりやすく発信することを通じ、高規格堤防の意義等を広く浸透させるよう取り組む
- ◆ 地方公共団体等と情報交換を十分に行い、共同事業の機会を逃さないことはもちろんのこと、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に提案する取組を推進
- ◆ 高規格堤防と市街地の一体的かつ計画的な整備の推進にあたっては、これまでに定められた措置や新たな方策などについて地方公共団体や民間事業者等に周知し、認識の共有を図るとともに、それらの運用について相談に応じる体制づくり

【予定区域を明示し、共同事業者を公募する仕組みづくり】

- ◆ 河川管理者が一般に向けて高規格堤防の予定区域を明示
- ◆ まちづくり等の関係から特に優先すべき区域は、沿川の地方公共団体等と十分に情報交換を行った上で、河川管理者と地方公共団体が共同で策定する計画へ反映させる
- ◆ 予定区域を明示するにあたっては、民間事業者等の機会均等の確保の観点から、沿川の地方公共団体等と協力して共同事業者を公募する仕組みづくりを検討

②共同事業として実施していくための準備段階

課題

- ◆ 共同事業者が負担するコストに対して、現状ではそれを上回るメリットを享受できる仕組みが確立されておらず、共同事業の準備が効率的に行われていない場合がある
- ◆ 人材やノウハウの面からの課題や、住民の家屋移転に伴う負担、事業化するまでに時間を要することなど工期やコストに関する課題がある

方策

【川裏法面敷地等を活用する仕組みづくり】

- ◆ 川裏法面敷地を公園、道路への活用や、建築物の敷地面積として算入することなど、共同事業者にインセンティブを与えるような仕組みづくり(★別紙参照)
- ◆ 堤防天端や川表法面、高水敷なども連続的にアクセスが可能となるため、高規格堤防上と水辺空間とを一体的な空間としてとらえた活用方策についても検討

【税制等の支援制度の検討】

- ◆ 民間事業者等の負担を軽減するための税制や融資等による支援について検討
- ◆ 河川管理者等が土地を一旦取得することなども含めて様々な手法を検討

【民間の人材、ノウハウを活用した円滑な事業の調整の仕組みづくり】

- ◆ 調整を円滑にするため、これまで様々な現場で蓄積された知見や経験に加え、民間等のノウハウや人材を活用する仕組みづくり

【住民等の負担の軽減】

- ◆ 仮移転に伴う住民等の負担軽減のため、河川管理者や地方公共団体等が土地を一旦取得することなども含めて、あらかじめ別の用地を確保して移転用に活用するなど、仮移転の解消や費用の縮減に繋がる手法や仕組みを検討

【河川管理者による事業の準備のための仕組みづくり】

- ◆ 高規格堤防の整備と連携した共同事業の機会を逃すような事態を回避するために、河川管理者が事業の準備に着手する意向を早期に表明する仕組みづくり

③共同事業として事業着手してからの段階

課題

- ◆ 河川管理者と共同事業者による施工の流れの改善や堤防から離れた箇所での開発での手戻り防止など、工期短縮・コスト縮減を実現するために工夫を行うことが必要

方策

【盛土と建築物などの一体的な施工などの仕組みづくり】

- ◆ 工期の短縮や共同事業者の裁量拡大に向けて、高規格堤防の盛土や地盤改良等と建築物や基礎等を一体的に施工することができる仕組みづくり(★別紙参照)
- ◆ 高規格堤防としての盛土等の形状・品質等の確保や共同事業者との調整の円滑化のために、共同事業者が盛土等を施工する際に遵守すべき技術基準や、河川管理者による施工監理状況の確認方法、費用負担の考え方などを体系化

【大規模開発を誘導する仕組みづくり】

- ◆ 共同事業者が自ら事業区域を拡大する動機を生み出すことができる仕組みづくり
- ◆ 基本的な断面形状が確保できない場合に、堤内地側等の盛土端部の構造を擁壁でなく法面とすることで、利用可能な上面の面積は減少するものの、整備面積あたりのコストを縮減できる可能性があるため、これらの工夫についても検討

【堤防から離れた箇所の開発による手戻りを防止する仕組みづくり】

- ◆ 既設の堤防から離れた箇所で大規模な事業が計画された際に将来の手戻りとならないような仕組みや、高規格堤防が整備できない期間の氾濫域の減災対策を促進する仕組み等を検討

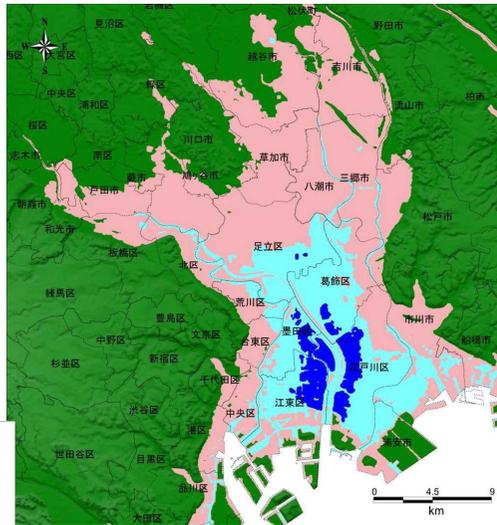
【新技術の活用】

- ◆ 新技術の活用実績を事例集として作成し、他の地区へ展開
- ◆ 共同事業者と調整の上、土地利用の予定、工事・補償の費用、工期などを勘案して地盤改良工法を選定できる仕組みについて検討

- 高規格堤防は、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために整備するもの
- 平成23年には、高規格堤防の見直しに関する検討会の審議を踏まえ、「人命を守る」ということを最重視して、整備区間をゼロメートル地帯等の約120kmに絞り込み
- 高規格堤防は、一部区間だけが完成している場合や基本的な断面形状が完成していない場合でも、堤防の安全性が格段に向上するとともに、周辺住民等の避難場所として機能し、良好な住環境が提供されるなど多面的な効果を発揮

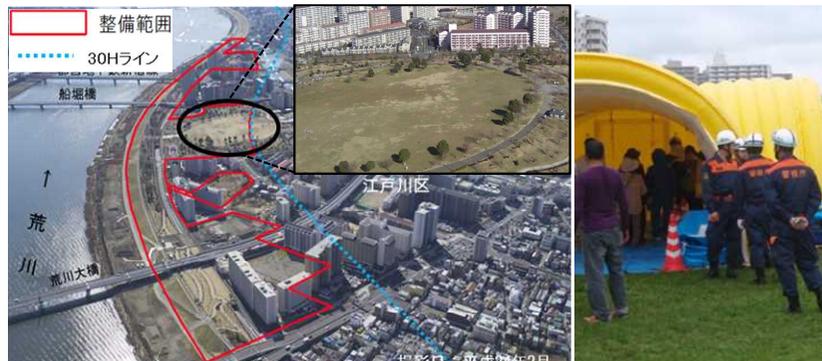
◆東京東部のほとんどがゼロメートル地帯等の低平地

堤防が決壊した場合には、壊滅的な被害が生じるとともに、我が国の社会経済活動にも甚大な影響を及ぼす



東京東部低地帯地盤高(出典:江戸川区)

◆高規格堤防は堤防決壊による壊滅的な被害防ぐとともに、多面的な効果を発揮



災害時には周辺住民の避難場所となるとともに、被災者の救助活動等の活動拠点にも期待(例:荒川小松川地区)



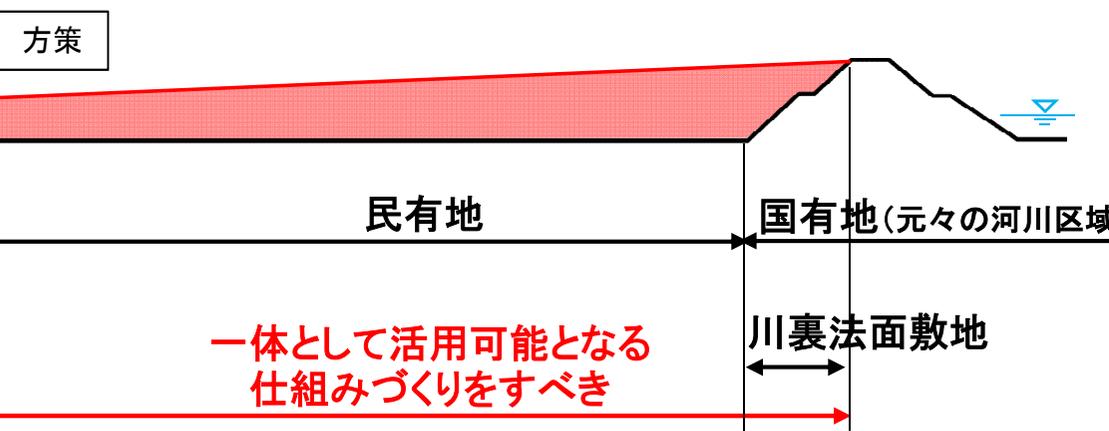
都市景観が向上し、良好な都市空間を形成(例:荒川新田地区)

参考 「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」の提言【概要】

共同事業として実施していくための準備段階

【川裏法面敷地等を活用する仕組みづくり】

○民間事業者等との共同事業により高規格堤防の整備を推進するために、利用可能となる川裏法面敷地を公園や道路へ活用することや、建築物の敷地面積として算入することなど、共同事業者へのインセンティブを与えるような仕組みづくり



共同事業として事業着手してからの段階

【盛土と建築物などの一体的な施工などの仕組みづくり】

○工期の短縮や共同事業者の裁量拡大に向け、高規格堤防の盛土や地盤改良等と建築物や基礎等を一体的に施工することができる仕組みづくり

